

第18回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年2月26日

大臣指示

(基本的対処方針の変更)

- 本日18時15分からの「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態措置を実施すべき区域を岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府4県を除く、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のみに変更することが決定されました。また、この決定に伴い、「基本的対処方針」が変更されました。
- この1都3県については、引き続き、緊急事態措置を実施すべき期間の終期である3月7日に向けて、感染防止策の更なる徹底を図っていくこととされています。また、先に区域から除かれた栃木県及び上記2府4県を合わせた2府5県についても、対策の緩和は段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされています。そのため、私からは、1月7日付けで指示した各種の取組について、引き続き、実施を徹底し、感染拡大の防止に万全を期すよう、改めて指示いたします。
- 具体的には、
  - ・ 上記1都3県及び2府5県における外出・移動の自粛の観点から、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛

の呼びかけや、主要空港へのサーモグラフィーの設置、高速道路周遊パスの新規申込の受付停止の取組を継続実施すること

- ・ 公共交通機関等のエッセンシャルワーカーを含めた所管事業者等に対し、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に万全を期すとともに、テレワークによる出勤7割減や時差出勤の更なる徹底等について協力を要請すること

- ・ 緊急事態宣言下における各業界の事業経営や雇用等の状況について、前広に把握の上、資金繰りに関する支援策についての相談窓口の設置等の必要な支援を行うなど、先手先手で万全の対応を行うこと

- ・ 省内の体制確保については、上記1都3県及び2府5県において、在宅勤務・交代制勤務等により、出勤職員を通常時の3割まで減らすことを徹底し、省内に感染者が発生した場合でも、機能が著しく損なわれることのないようにすることなどを指示いたします。

○ また、新型コロナウイルスのワクチンについては、2月17日から医療従事者向けの接種が開始されたところであり、今後も、万全な接種体制を確保するべく、引き続き関係省庁等と連携し、その輸送手段の確保に万全を期してください。

○ また、Go To トラベル事業については、全国一律での一時停止措置を継続しているところですが、観光関連事業者については、長期にわたる停止措置により、大変厳しい状況にありますので、引き続き、各地方運輸局の相談窓口を中心に、きめ細やか

に対応してください。

- 最後に、基本的対処方針の変更を受け、改めて国土交通省の幹部が自ら緊張感をもってしっかり取り組んでいくべく、決意を新たにして頂きたいと思います。
  
- 私からは以上です。